

## 平成 21 年度 財政健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により毎年公表することとなっております。決算に基づく健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標と公営企業における資金不足比率）を次のとおり公表します。

### 【一般会計】

(単位：%)

健全化判断比率	内 容	算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模に対する比率で、黒字か赤字かを判断する指標です。	－ (△2.8)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	公営事業会計を含めた全ての会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。和寒町全体の財政運営状況が分かります。	－ (△14.2)	20.0	40.0
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。収入のうち、どのくらいを借金の返済に充てているかを示すものです。	8.7	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき地方債や債務負担行為などの実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計に加え公営事業会計、一部事務組合、広域連合、地方三公社および第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握するものです。	－ (△127.2)	350.0	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされており、比率がないときは「－」と表示し、参考として黒字の比率を( )内にマイナス「△」表記しています。

※ 将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため比率がありません。比率がないときは「－」と表示し、参考として公債費充当可能財源の超過率を( )内にマイナス「△」表記しています。

※ 標準財政規模とは町の標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模のことです。これが各比率の分母となります。21年度は 26 億 5663 万 8 千円です。

### 【公営企業会計】

(単位：%)

資金不足比率	内 容	算定値	経営健全化基準	参考 (資金剰余の比率)
病院事業会計	公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。	－	20.0	79.6
簡易水道特別会計		－		6.1
公共下水道特別会計		－		3.7

※ 資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされ、比率がないときは「－」と表記しています。

## 和寒町の財政健全化比率は異常ありません

一般会計における「算定値」が、「早期健全化基準」を超えた場合には「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合には「財政再生計画」を策定し健全化に努めなければならないことになっており、公営企業会計においては「算定値」が「経営健全化基準」を超えた場合には「経営健全化計画」を策定し健全化に努めなければならないこととなります。

本町の一般会計の「算定値」は、各比率とも基準を大幅に下回っておりますので、「財政健全化計画」及び「財政再生計画」の策定の必要はなく、公営企業のいずれの会計にも資金不足額はないことから「経営健全化計画」の策定も必要ありません。

上記のことから本町の財政は健全段階と言えますので、今後も町民皆さまのご理解とご協力をいただき、健全財政の維持に努めてまいります。